

# 下水道事業分担金制度

## 分担金とは？

市街化調整区域については、県の生活排水処理施設構想「生活排水処理 100%計画」に基づき、快適な生活環境の整備と公共水域の保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽で整備を進める計画となっています。

この中で、公共下水道事業の建設費は国の補助金と市費などで賄われますが、利益を受ける方は公共下水道が整備された地域のみなさまに限られます。そこで、公共下水道の利益を受ける土地の所有者又は権利者に、建設費の一部をご負担いただくのが、分担金制度です。

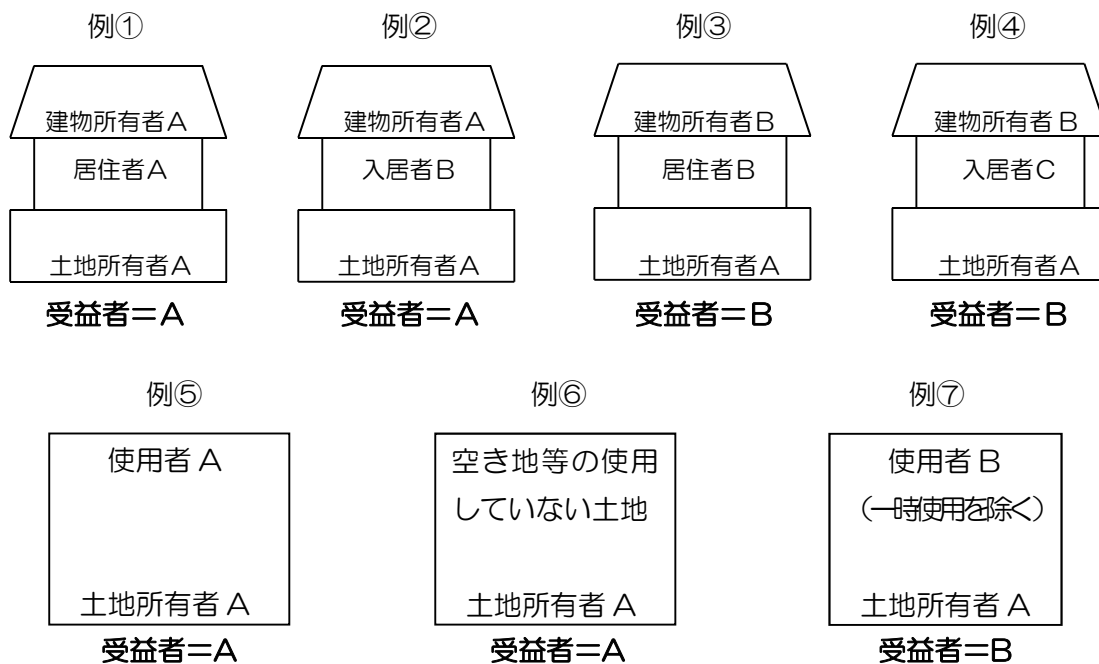
市では地方自治法第 224 条に基づき条例を制定し、ご負担いただいた分担金を事業費の一部に充て、平成 13 年度から市街化調整区域内の下水道整備を進めています。

## 分担金をご負担いただく人(受益者)

公共下水道が整備される区域内的の土地(住宅・私道・公衆用道路・寺社・工場・倉庫・学校・店舗等が建つ土地で、排水設備のあるものすべて)の所有者、または地上権者・質権者・賃借人・使用借主が受益者となります。ただし、土地には様々な権利がありますので、権利者の方々と相談して受益者を決めてください。

なお、借家人(貸家・アパート・社宅等の入居者)は受益者にはなりません。

## 受益者の例



## 受益者の申告

受益者の確認のため、公共下水道が整備される区域内の土地の所有者の方へ「受益者申告書」をお送りします。「受益者申告書」に記載されている土地の所在地番、地目、地積をご確認いただき、受益者を申告していただきます。

**※申告書の提出がない場合は、市長が公簿や調査によって受益者を認定します。**

## 対象となる土地

- 宅地 …………… 例えば、居住用建物がある土地（家屋と一体的に庭や駐車場等に利用されている土地を含む）、店舗・事務所・工場・作業所・資材置場・農業用施設等がある土地です。なお、作業所・資材置場・農業用施設等の建物がある土地については、排水設備の有無により賦課対象とするか判断します。
- 私道・公衆用道路 … 共同排水設備の布設が必要となるため賦課対象とします。
- その他の土地 …… 墓地・境内地・公園・学校用地等。ただし、排水設備の有無により賦課対象とするか判断します。

**※農地については、整備不要のため賦課対象としません。ただし、農家の分家により宅地化が予定されている土地や沿道の店舗建設等開発許可された土地で、排水設備の整備が必要になった場合は賦課対象とします。**

※対象土地の把握においては、固定資産税の土地台帳の内容を参照しています。

## 分担金の額

分担金の額は、対象区域内に所有している土地または権利を有する土地の面積に、1 m<sup>2</sup>あたり 366 円を乗じて得た金額となります。（1 円未満切捨て）

**例 土地面積が 156.78 m<sup>2</sup>の場合**

$$366 \text{ 円} \times 156.78 \text{ m}^2 = 57,381 \text{ 円}$$

**分担金額は 57,381 円となります。**

## 分担金の支払方法

支払方法は、全年度一括・単年度一括（3 年 3 回払い）・期別（3 年 12 回払い）の 3 種類があります。

- 全年度一括 … 全額を最初の納期内にお支払いいただくと、10 パーセントの報奨金（10 円未満切り捨て、上限 10 万円）が交付されます。

○**単年度一括** … 全額を3回に分けて、3年間でお支払いいただくと、2.5パーセントの報奨金(10円未満切り捨て、上限8,250円)が交付されます。

「受益者申告書」で受益者を確認後、受益者となる方にお送りする納入通知書では、上記の方法でもお支払いいただけます。期日までに、市の指定金融機関でお支払いください。

#### 市の指定金融機関

銀行		
横浜銀行	スルガ銀行	神奈川銀行
静岡銀行	静岡中央銀行	
信用金庫		
平塚信用金庫	中南信用金庫	中栄信用金庫
その他		
湘南農業協同組合	中央労働金庫	横浜幸銀信用組合
神奈川県歯科医師信用組合	神奈川県医師信用組合	ゆうちょ銀行(関東1都6県及び山梨県に所在する各店舗)

### 減免と徴収猶予

どちらの制度も、「**申請書**」の提出が必要です。該当があると思われる方は、お問い合わせください。

○**減免** …… 基準割合に応じて、分担金の一部を免除します。

対象となる土地の例 ・公道から公道へ通ずる公共性の高い私道敷又は  
公衆用道路として2宅地以上で利用する私道敷  
・墓地や納骨堂に係る敷地 など

○**徴収猶予** … 分担金の50%を納付していただき、残りの50%は一定期間納付を延期することができる制度です。

対象となる土地の例 ・係争地や災害等により被害を受けた場合

### 受益者や住所が変わった場合

売買等により、分担金を支払っている途中で受益者を変更したいときは、『**受益者変更届**』を提出してください。提出日までに納期に至っている分担金は、従前の受益者が支払い、提出日後の納期の分担金から新しい受益者が支払うことになります。

また、住所を変更したときもご連絡ください。

**問い合わせ先**

平塚市 下水道経営課 総務担当

直通電話 : 0463-21-8786